資料1－1

船員部会の設置について

「船員労働委員会」の廃止

背　景

○ 船員労働委員会が担う紛争処理件数の減少

○ 行政組織の効率化の推進

○ 船員労働委員会が担う機能の重要性には変わりはないため、その機能を既存組織に移管した上で、船員労働委員会を廃止する。

◇「紛争調整機能」については、同様の機能を担う中央労働委員会等に移管

◇「調査審議機能」については、他の海事船員行政との一体的審議が必要であるため、国土交通省の既存の審議会に移管

船員労働委員会

《船員中央労働委員会》

《船員地方労働委員会》

紛争調整機能 →

中央労働委員会

〔厚生労働省〕

都道府県労働委員会

〔各都道府県〕

調査審議機能 →

交通政策審議会

〔国土交通本省〕

地方交通審議会

〔各地方運輸局〕

船員労働委員会が担う主な機能

紛争調整機能　＝　不当労働行為の審査、労働争議の解決のための、
あっせん、調停及び仲裁を実施。

※ 不当労働行為：組合員であることを理由とする差別的取扱い、正当な理由のない
団体交渉の拒否等の使用者の行為。
労働争議　　：争議行為（ストライキ、ロックアウト等）が発生している状態又は
発生するおそれのある状態。

調査審議機能　＝　国土交通大臣（又は地方運輸局長）の諮問に応じ、
船員労働に関する重要事項の調査審議を実施。

※ 審議事項例：船員の最低賃金、船員法改正、船員職業安定法改正　等

船員労働委員会の廃止に伴う「船員部会」の設置

北陸信越地方交通審議会

船員部会（新設）

設置趣旨

船員地方労働委員会の廃止により、当該委員会が担っていた調査審議事項を引き継ぐとともに、船員政策全般に関する調査審議を行う機関として設置

審議事項

① 船員政策に係る重要事項

② 船員法、最低賃金法及び船員職業安定法に基づく調査審議事項

＊その他船員問題に関する労使関係者の意見交換の場としても活用

体　制

労働者及び使用者代表各3名

公益代表は　3名＋α名

部会メンバーは後日、会長が指名

権　能

船員部会の議決を審議会の議決とみなす

今後の予定

毎月開催

10月に第1回部会を開催

資料２－１

政策推進部会（仮称）の設置について

答申に基づく施策の確実な推進を図るため、「政策推進部会（仮称）」を設置

北陸信越地方交通審議会

政策推進部会（仮称）

部会設置の趣旨

- 答申に基づく施策の進捗管理
- 各県及び政令市実務者と学識経験者の間での情報意見交換

等

メンバー構成（案）

- 学識経験者
- 各県・政令市実務担当者